

IFRS 時代における新たな会計倫理 —専門家としての判断と行動倫理学の視点—

原 田 保 秀

要旨

原則主義に基づく IFRS の導入によって、会計人の専門家としての判断が求められる機会は拡大すると予測される。専門家としての判断は、専門家の技術水準と誠実性ないしは倫理観によって担保される。会計不正を抑制するためにも、専門家としての判断は重要な役割を果たすことになる。本稿では、原則主義と細則主義の比較検討からスタートし、不正のトライアングルと原則主義と細則主義の関係性の考察し、最後に、これまでの規範倫理学を基軸とする会計倫理研究とは異なる行動倫理学研究を用いた会計倫理研究の考え方を紹介する。専門家としての判断がより求められる状況で、新たな会計倫理研究の視点を提案するのが本稿の目的である。

キーワード：会計不正、会計倫理、原則主義、行動倫理学、細則主義、専門家としての判断

1. はじめに

会計基準の国際化の必要性が叫ばれる中で、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) の導入と、その是非に関する議論がなされて久しい。IFRS の特徴のひとつは、原則主義 (Principles-Based) である。原則主義に基づく会計基準が導入されれば、日本や米国の細則主義に基づく会計基準よりも、会計に携わる者 (会計人) の専門家としての判断 (Professional Judgment) が問われる機会が拡大することが予想される。専門家としての判断は、専門家としてのスキルと、会計人の誠実性ないしは倫理観に依存している。特に会計不正の発生を抑制するためには、会計人の誠実性ないしは倫理観は重要な役割を果たすことになる。

本稿の構成は次のとおりである。まず、2節において、原則主義と細則主義 (Rules-Based) を比較することで、その相違点と類似点を明らかにし、原則主義と細則主義は、別物ではなく連続体の関係にあることを確認する。3節では、会計不正が生じるリスク要因として知られる不正のトライアングル (動機、機会、正当化・姿勢の3つの要素) と、原則主義と細則主義の関係性を考察し、細則主義と原則主義では、会計不正を抑制するためのアプローチを異にしていることを確認する。その上で、4節において、会計不正を抑制するための根本的な要素である専門家としての判断について、既存の規範倫理学を基軸とする会計倫理研究の視点とは異なる行動倫理学 (Behavioral Ethics) 研究の視点を導入することの重要性を指摘する。

2. 原則主義と細則主義の比較検討

IFRS の特徴は原則主義であるとされる。原則主義は、会計基準について原理原則だけを示して、個別具体的な問題については、事例ごとに個々の企業が自ら考え、その適否は監査人の専門的な判断に委ねるというものである。事例ごとの細かなルール設定や定量的なガイドライン（数値的な基準）をほとんど定めないことがその特徴である。

これに対して、日本や米国の会計基準は細則主義を採用しているとされる。細則主義では、会計基準の本則以外に、実務上の判断と解釈のための通達や実務指針などが数多く定められ、その中で具体的な例示や数値基準が詳細に定められていることがその特徴である。

米国や日本で発生した会計不正では、細則主義の問題点が指摘された。すなわち、細則主義のもとでは、企業は詳細なルールに抵触しなければ問題がなく、ルールに示されていないことについては、禁止されていない以上は許容される会計処理とする意識があったということである。こうした意識のもとでは、ルールをよく理解している者がルールの網の目をかいくぐる可能性が高くなる。実際に、エンロンによる SPC（特別目的会社）を連結対象外にして損失を隠す処理も、ライブドアによる同様の連結外しや株式の時間外取引も、ルールで明確な禁止がなされていない以上、違法とはされなかつたわけである¹。

実質的には制度の主旨から考えれば明らかにおかしいと考えられる会計処理でも、ルールに記載されていない以上問題がない（法的な責任を問えない）とされる細則主義のもとでは、結果的に新たな手口の会計不正が生じてから、その問題を解決するために新たなルールが設定されるというピースミールな対応となる。ルールの数も膨大になり、ルール間の理論的な整合性の保持が困難ということも問題点としてあげられる。

これに対して、原則主義では、会計基準には原理原則だけが示されていて、個別の会計処理については、その原理原則から演繹的に導き出すことが求められる。つまり、ルールに記載されていないことについては、企業実態を最適に表す方法を原理原則に基づいて論理的に考えること必要となる。したがって、原則主義のもとでは、経理に携わる者の専門家としての判断と会計プロフェッショナルである会計士の専門家としての判断が求められることになる²。

以上の特徴は、原則主義と細則主義の主たる相違点を強調した説明であるが、原則主義と細則主義に基づくそれぞれの会計基準には多くの類似点があり、また結果として細則主義と原則主義に基づくそれぞれの基準の区別は、それほど明瞭でもないし意味を持つものでもない³。原理原則とルール間の整合性の程度の問題はさておき、原則主義に基づく会計基準も細則主義に基づく会計基準も共に原理原則とルールから構成されており、企業の経済活動の適正な測定や報告についての指針としての役割と不適切な測定や報告あるいは基準の濫用を制限する役割を持っている⁴。原則主義と細則主義の関係は、ほとんどルールを持たない会計基準が片方の極点にあり、非常に多くのルールを持つ会計基準がもう片方の極点にあるとする連続体をイメージするとよい⁵。

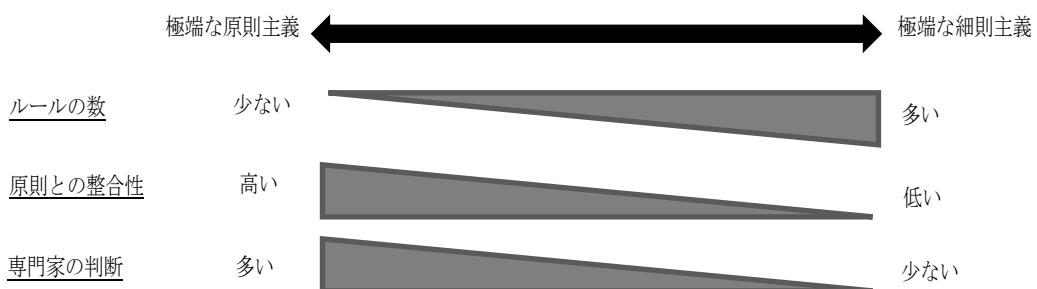
Bennett et al. [2006] は、研究開発費を例にあげて、米国の財務会計基準書第 2 号 (Statement of Financial Accounting Standards No. 2 : SFRS2) では、研究開発費をすべて費用計上するので、これに対応する IFRS 基準 (International Accounting Standards No. 9 :

IAS9) ほど複雑ではなく (IAS9 では、研究開発費を研究費と開発費に分けて、開発費の資産計上を認めているという意味で)、IAS9 の基準と比較して、より少ないルールで構成されていることを指摘している⁶。つまり、個々の会計基準の主題をどれだけ複雑に捉えるかで、必要とされるルールの量が決まつくるということで、細則主義の米国会計基準よりも、原則主義の IFRS 会計基準のほうが、ルールが詳細な場合もあり得るという例である (なお、IAS9 は失效され、IAS38 「無形固定資産」の中で研究開発費は取り扱われている)⁷。

会計基準には、専門家としての判断の指針となる役割があり、その濫用に制限を設ける機能があるが、会計基準をどのように用いるかは、結局、専門家としての判断に依存する。専門家としての判断は、詳細な会計基準が欠如していたり、ルールが不明確であったり、全般的な会計原則を詳細な状況に適用する場合に用いられる⁸。確かに原則主義のもとでは、詳細なルールが定められていない分、専門家としての判断する力が問われる頻度が高くなるが、それは程度の問題であり、細則主義のもとでも、会計基準が欠如している部分や、ルールが不明確な部分については、専門家としての判断が求められる。つまり、細則主義のもとでは、ルールさえ守っていれば良くルールに記載されていないことは許容されるという意識 (基準に従つていれば公正であるという意識) が、企業にも会計士にも免罪符のように機能していたことが問題なのであって、細則主義のもとでも専門家としての判断が必要であることは変わらないといえる。

極端な細則主義に基づく会計基準は、ルールさえ守っていれば何をしても良いという意識を助長することになるし、極端な原則主義に基づく会計基準も内容が抽象的すぎて、指針としての役割を果たさず、執行上の困難性や財務諸表の比較可能性、訴訟の乱発などの問題を引き起こす可能性がある⁹。要するに、原理原則との整合性を図りながら、必要な量のルールを規定するバランスのとれた会計基準が理想的ということである。以上の議論を踏まえて原則主義と細則主義の関係をイメージとしてまとめたのが図表 1 である。

図表 1：原則主義と細則主義の関係のイメージ



現行の IFRS が、どの程度原則主義に基づいているかは程度の問題である。特に、米国会計基準とのコンバージェンス・プログラムの進展で、IFRS の細則化の傾向も強まったといえる。このように原則主義に基づく制度が、結果的に細則化していく傾向は、他の会計に関連する制度でも観察できる。

例えば、日本の内部統制報告制度についても、原則主義による規制手法を採用したものであるが、企業側も監査法人側も、恣意的な判断を回避したいという気持ちが強く、横並びの意識のもとで、詳細なガイダンスや規律を設けることを切望するようになり、2011年に内部統制報告制度の見直しが行われた際には、判断基準の明確化すなわち細則化が図られている¹⁰。

別の細則化が進む例として、会計士の「倫理規則」がある。日本公認会計士協会の定める「倫理規則」は、元々は国際会計士連盟（International Federation of Accountants :IFAC）の倫理規則を基礎として作成された原則主義に基づく規則であるが、「独立性に関する指針」、「監査人の独立性チェックシート」、「利益相反に関する指針（公開草案）」など、より詳細なルールで補完されている。さらに各監査法人の中には、より詳細な「倫理規定」に関連するハンドブックを作成しているところもあり、横並びの意識のもとでの細則化の傾向が監査法人内でも見受けられる。

本節では、原則主義と細則主義を比較することで、IFRSは原則主義の傾向が強い会計基準であるが、今後は細則化がさらに進展する可能性もあるということ、原則主義と細則主義は、別物ではなく連続体であり程度の問題であるということを確認した。次節では、会計不正の抑制と、原則主義および細則主義に基づく会計基準の関係について検討する。

3. 会計不正の抑制と原則主義および細則主義

(1) 動機が専門家としての判断に与える影響

細則主義から原則主義への移行は、明文化されているルールを拠り所とする会計から専門家としての判断を拠り所とする会計へと重心が移ったということであり、原則主義に基づく会計基準も細則主義に基づく会計基準も、会計基準をどのように用いるかは、両主義に基づく会計基準の間に程度の差はあっても、どちらも最終的には専門家としての判断に依存することになる。倫理的な専門家としての判断が下せるか否かは、不正の発生を抑制できるかに直結する問題である。

一般的に会計不正が生じるリスク要因としては、動機（不正を行う心理的なきっかけ）、機会（不正を行おうとすれば可能な環境の存在）、正当化・姿勢（不正行為を思いとどまらせる倫理観や遵法精神の欠如）の3要素（不正のトライアングル）があるとされ、これらの3つの条件が揃ったときに不正が発生するとされている¹¹。

このうち動機は、専門家としての判断に大きな影響を与える。動機には、経済的動機、社会的動機、道徳的動機の3つの動機がある。経済的動機によって、個人は自己利益（通常は経済的利益）が最大化するよう行動する。経営者の報酬と業績が連動するような場合、経営者に会計操作を行おうとする強力な経済的動機が生まれる。社会的動機が、自分が間違った行動に関わっていると他人に見なされることへの忌避感（避けたいとという気持ち）を個人に生じさせる。社会的動機には、公式なものと非公式なものがあり、禁錮や罰金などの刑罰を回避することは、公式な社会的動機であり、他人に悪い評判を立てられることを回避することは、非公式な社会的動機である。道徳的動機は、自分が間違ったことをすることへの忌避感を個人に生じさせる。道徳的動機では、義務と責任に焦点が当てられる。社会的動機が外的な社会規範を通

して動機付けされるのに対して、道徳的動機は個人の内面にある信念や規範を通して動機付けられる。例えば、経営者の信認義務は、さまざまな利害関係者に対するプロフェッショナルな立場からの本質的な責任や義務である。従業員などからの内部告発も、各人の役割における倫理的な義務や責任、プロフェッショナルな立場からの本質的な責任や義務に影響を受けた結果である¹²。

これらの動機は、相互に作用し葛藤を生じさせる場合がある。この点について、Stuebs. et al. [2011] は、1990 年代に米国の会計事務所において、社会的動機と経済的動機に大きく影響を及ぼす変化が生じたことを一例として紹介している。1990 年代の米国では、まず、社会的動機の変化として、法律の変更によって、原告から会計事務所の責任について攻撃される機会が減少した。さらに、監査以外の業務による収入（コンサルティング収入など）が劇的に増加したこと、会計事務所に重大な経済的動機をもたらすことにつながった。結果的に、これらの動機は、会計事務所の道徳的動機を低下させる原因となった。すなわち、クライアントのアグレッシブ（できるかぎり利益を捻出しようとする）な会計処理に対して、強く反対するという立場を相対的に低下させてしまったということである¹³。

動機には、会計基準本来の目的から、財務諸表作成者（経営者や経理担当者）の会計報告の目的と、それに伴う専門家としての判断を逸脱させる影響力がある。つまり、すること（会計基準本来の目的）を、したいこと（財務諸表作成者の意図する会計基準適用目的）に変えてしまう力があるということである。財務諸表作成者は、主として①会計操作による規制逃れ（Regulatory Arbitrage）という方法と②会計基準を自らに都合よく解釈するコンプライアンス意識の欠如（Strategic Noncompliance）という 2 つの方法で、すること（会計基準本来の目的）と、やりたいこと（財務諸表作成者の意図する会計基準適用目的）の相違を解消してしまう¹⁴。

会計操作による規制逃れは、会計基準のルールの不備に付けこむ方法であり、会計基準を自らに都合よく解釈するコンプライアンス意識の欠如は、法解釈のもとで、会計基準の本来の精神に基づく規制当局の解釈とは異なる解釈を行うことである。会計操作による規制逃れは、ルールに抵触しないように取引を修正する方法であるのに対し、コンプライアンス意識の欠如は、財務報告が自らの意図する結果となるように会計基準の解釈を修正する方法といえる。

（2）不正を抑制するための原則主義および細則主義に基づく会計基準のアプローチ

不正のトライアングルは、動機、機会、正当化・姿勢の 3 つの要素が揃ったときに発生するので、会計不正を抑制するためには、不正のトライアングルの要素のいずれかを抑える必要がある。Stuebs. et al. [2011] は、原則主義に基づく会計基準と細則主義に基づく会計基準では、不正な財務報告の発生率を減少させるためのアプローチを異にすると指摘している¹⁵。その議論を紹介すると以下のとおりである。

まず、細則主義に基づく会計基準は、機会を制限することで、会計不正を抑制する機能があるといえる。不明瞭な会計基準が機会を拡大し、経営者のアグレッシブな財務報告を行おうとする意思決定を強めるということが、先行研究によって示されており¹⁶、規制当局は、経営者

が会計操作をする機会を制限するために、会計基準の精度（基準の詳細さ）と量を増やすことで対応する。追加されたルールが将来の同じような手口の会計不正を制限することになる。会計士は、クライアントがアグレッシブな財務報告を行おうとする姿勢を否定する前に、クライアントの会計処理が正しくない処理であることを証明するような明確に定められた会計基準を求めることがある。細則主義に基づく会計基準は、不正な財務報告の発生を抑制する拠り所として、明確な会計基準に信認を置く立場をとるといえる。

これに対して、原則主義に基づく会計基準は、正当化・姿勢を制限することで、会計不正を抑制する機能があるといえる。原則主義に基づく会計基準が有効に機能するためには、財務諸表の作成者である企業と監査人である会計士の両者が、公共の利益に資する専門家としての判断を行うという立場をはっきりと確約している（コミットしている）という仮定が重要となる。その上で、原則主義に基づく会計基準では、不正を抑制するために、企業（経営者と企業内で会計に携わる者）と監査人である会計士の間でのコミュニケーションベースで指針を示すアプローチが重要視される。すなわち、公共の利益に資する専門家としての判断を行うという立場をコミットした企業と会計士は、会計基準本来の目的を明確にし、コミュニケーションを通じて互いに理解し合うことに焦点を合わせることになる。原則主義のアプローチは、会計基準本来の目的を、コミュニケーションを通じて明確化し、会計基準のあいまいさを減らし、延いては、企業と会計士に会計基準本来の目的に合致する責任を果たすという姿勢（不正行為を思いとどまらせる倫理観や遵法精神）を高めさせることで、道徳的動機に働きかけるものである。細則主義のアプローチが明確な会計基準に対して信認を置くという立場に対して、原則主義のアプローチは、公共の利益に資する専門職としての判断に対して、より強い信認を置くという立場である。

会計不正を抑制することに関して細則主義と原則主義のアプローチが異なることを確認したが、どちらの主義に基づく会計基準の環境にあっても会計不正は発生する。ただし、財務諸表作成者が会計不正を行う方法は、細則主義から原則主義への変更によって形式を変える可能性がある。

細則主義に基づく会計基準のもとでは、不正な財務報告が発生する際に、会計操作による規制逃れという方法が取られることが多い。細則主義による詳細で明確な会計基準のもとでは、会計基準の技術的な形式に適合するようなアクティブな会計処理を構造化することで、経営の実態を報告せずに規制逃れをする可能性が高いということである¹⁷。詳細で明確な会計基準が、逆に経営者の明確な目標を作り出し、望ましくない会計目的を達成するために利用されることになる。そして、クライアントが会計基準について技術的な部分をクリアしていることが実証できるのであれば、監査人である会計士は、アグレッシブな財務報告の適用を容認する可能性が高いことが、これまでの研究で確認されている¹⁸。

これに対して、原則主義に基づく会計基準のもとでは、主として経営者が会計基準を自らに都合よく解釈するコンプライアンス意識の欠如の影響を受けて、会計基準が操作され、不正な財務報告が発生する可能性が高くなる¹⁹。

つまり、会計基準が細則主義から原則主義へ移行することによって、会計不正がなくなるこ

ではなく、会計不正を行う方法が、会計操作による規制逃れから、会計基準を自らに都合よく解釈するコンプライアンス意識の欠如にシフトするということである。細則主義のもとでも、原則主義のもとでも、良い専門的としての判断（真実かつ公正な概観に基づく専門家としての判断）が、正しい財務報告の基礎となる根本的な要素であることは変わらない。さらには原則主義のもとでは、専門家としての判断の程度が増加することから、専門家の能力と倫理観がますます重要性を増すことになる。つまり、原則主義に基づく IFRS が適用される環境では、会計倫理の重要性が高まるということである。そこで、次節では、専門家としての判断と倫理の問題について、行動倫理学の観点から考察を加える。

4. 専門家としての判断と会計倫理

(1) 行動倫理学の視点の必要性

原則主義に基づく会計基準は、会計人の専門家としての判断が公共の利益に資する誠実で倫理的な判断であるという仮定のもとで、初めてその実効性を高める。しかし、誠実で倫理的な判断を涵養するために、倫理規程の制定や倫理教育の推進、内部統制の強化（内部統制監査の導入）などに多くの時間とコストをかけているが、残念ながら企業による会計不正は後を絶たない。

倫理規程を制定し、倫理教育を勧め、倫理的な企業文化（会計事務所も含めて）を醸成することへの規範倫理学的な意味は、「人は理性に従って判断し行動する」という前提のもとに成り立っている。倫理的感受性の強い人（倫理水準の高い人）は、倫理的行動の結果と非倫理的行動の結果を比較衡量し、倫理的行動に出て非倫理的行動を却けることができる²⁰。したがって、倫理的感受性の弱い人（倫理水準の低い人）に対して、規範倫理学は焦点を当てて、倫理教育を実施することで、そうした人々の倫理観を向上させることで、倫理的行動を促し、延いては会計不正を抑制することができるという考え方が取られることになる。

会計倫理の先行研究では、会計士や会計を専攻する学生などに倫理教育を実施し、倫理教育の事前事後の倫理水準を道徳的論点検査（The Defining Issues Test :DIT）を用いて測定する研究が多数ある²¹。こうした規範倫理学を基礎に置く実証研究も、会計倫理教育には倫理水準を高める効果があり、倫理水準が向上することは、倫理的感受性を高めることに繋がり、結果として会計不正の発生を抑制するという前提に立っている。

しかしながら、会計不正を起こした企業経営陣あるいは会計士が、当初からステークホルダーを意図的に騙そうとする根っからの倫理水準の低い悪人である事例は稀である（そのような事例もゼロではない）。つまり、倫理観のある良心的な人であっても、自分自身の良心に基づいた価値観に反する行動を意図せず取ってしまうことがあり、会計不正の大半はそのような事例であるという点に留意しなければならない。規範倫理学の視点だけでは、この点を上手く説明できない。つまり、会計人の倫理水準を向上させるだけで、会計不正は抑制されるのかという疑問であり、倫理観のある良心的な経営者や会計士が、なぜ非倫理的な行動をとってしまうのかに関する分析が必要ということである。

行動倫理学では、「人は理性に従って判断し行動するとは限らない」という前提に立ち、分

析対象として、性根の腐った人が起こした「倫理の失敗」(Ethical Failures) ではなく、良心を持つ人が意図せずして働く不正や悪事に焦点を当てる²²。たいがいの人はおおむね倫理的に行動している。自分が非倫理的行動を取っていると自覚している場合もあるが、一番問題なのは、自分でも気づかずに非倫理的行動を取る場合である。行動倫理学の視点は、倫理違反が起きる原因のほとんどは、誠実さの問題ではなく、人間心理の作用にあるとする点である²³。どのような状況が意図せざる非倫理的行動を生み出すのかを検討することが課題であり、経営者や会計士が誠実であれば会計不正は生じないという前提に立つ規範倫理学に基づく会計倫理とは一線を画す考え方といえる。

原則主義に基づく IFRS の導入によって、専門家としての誠実で倫理的な判断の重要性がこれまで以上に高まることが予想される将来を見据えれば、これまでの規範倫理学的な会計倫理研究に加えて、「なぜ良心を持つ経営者や会計士が意図せずして会計不正を働くのか」に焦点を当てる行動倫理学の視点は、検証すべき課題といえる。

(2)行動倫理学に基づく会計不正の分析

Bazerman & Tenbrunsel (2011) は、行動倫理学研究の観点から、なぜ人と企業は判断を誤るのかという問題を解明するために、どのような状況において人は意図せずして非倫理的行動に出るのかについて検討し、5つの要因を示している²⁴。以下では、5つの要因の内容について、会計不正との関係を織り交ぜながら説明することにしたい。

第1に、不適切な目標の設定 (Ill-Conceived Goals) である。企業が他社に抜きんてるためには従業員や組織に（具体的でやや困難な）目標を与えることは一般的に効果的とされるが、一方で生産量や売上のノルマなどを強く課し、その狭い範囲の目標達成に報酬を与えるような場合には、目的のために手段を選ばない態度を生み、非倫理的行動に走りやすくさせるというものである。Bazerman & Tenbrunsel は、一例として法律事務所の水増し請求をあげている。アメリカの一部の法律事務所では料金の透明性を高めるために、業務内容を何百項目にも細分化し、どの業務にどれだけ時間を費やしたか申告する制度を導入した。この制度により誠実な料金請求ができることが期待されたが、結果は逆効果であった。弁護士達は、ある業務の活動が、どの業務項目に該当するかに時間をかけるようになり、その活動を申告時間にカウントし、次第にその検討時間が長くなり、時間を水増しする意図がないのに請求時間が増えていくことになった²⁵。

このような事例は、原則主義に基づく日本の内部統制報告制度導入の際にも問題とされたことである。内部統制報告制度のガイドラインでは、原則主義のもとで各企業が自由に内部統制を構築してよいとされたが、企業とすれば、何よりも内部統制は有効であると評価されるシステムの構築が必要とされた。しかし、内部統制が有効と評価されるための詳細なガイドラインがない中で、結果としてコンサルタントや会計事務所の言う通りにやり過ぎた結果、過剰対応となつたというような例である。この場合、コンサルタントや会計事務所も、内部統制の有効性の評価があいまいなために、意図せずして過剰請求が生じた可能性がある（ビジネスチャンスとして、法外な報酬を稼ぐ意図もあったかもしれない）。IFRS 導入が進む中で、同様のことが生

じる可能性は十分に考えられる話といえる。

企業の決算にも、不適切な目標の設定の問題は見て取れる。米国企業の決算において、四半期報告をしている企業と、そうでない企業を比較した場合、四半期報告をしている企業のほうが、アナリストの業績予測を上回る成績を残している場合が多く、同時にこうした企業は研究開発などの、短期的には脚光を浴びにくい目標につぎ込む資源が比較的少ないことが分かっている。四半期報告をしている企業の中には、不正な財務報告を行う企業も珍しくない。四半期ごとの目標やアナリストからの業績予測を達成するという目標が、会計データを操作し、不正な財務報告を生じさせる背景となっているということである²⁶。

第2に、動機付けられた見落とし (Motivate Blindness) である。見て見ぬふりをしたほうが自分の利益になる場合、他者の倫理に反する行動を見落とすことを、動機付けられた見落としという。他人の非倫理的行動に気付くと自分に不利益が及ぶ状況で、それを都合よく見落す人は多いということである。Bazerman & Tenbrunselは、格付機関と監査法人の例をあげている。

格付機関と監査法人は、よく似た利益相反の構造を有している。すなわち、格付機関の目的は、ステークホルダーに発行債券と発行者の信用度に関する情報を客観的に提示することであるが、報酬を支払うのは格付け対象企業であるということ。それに対して、監査法人の目的は、ステークホルダーに企業の財務諸表の表示が適正であることを意見表明することであるが、報酬を支払うのはクライアント企業であるということである。格付機関は、格付け対象企業を格付けすることで報酬を得ており、さらにはそれらの企業にコンサルティング業務を提供することでも報酬を得ている。格付け対象企業は、自社の格付けが高いことを望むため、本来は正確な格付けをすることが目的の格付機関が、企業のお気に入りになり報酬を獲得するために高い格付けを与えてしまうという心理が働く。2008年に生じた米国の金融危機において、格付機関が明らかに粗悪な不動産担保証券にトリプルAの格付けを与えた原因のひとつには、こうした利益相反が考えられる。同様のことが、巨額の粉飾をしていたエンロンに対して大手監査法人であるアーサー・アンダーセンが適正意見を表明したことにも見て取れる。アーサー・アンダーセンには、大口顧客であったエンロンとのビジネスを手放さず、いっそう強化したいという動機があり、関係者全体に会計処理の問題に気付きたくない、見て見ぬふりをするという強力な動機が働いたのが、会計不正を見逃した原因のひとつといえる²⁷。

第3に、間接性による見落し (Indirect Blindness) である。人は、他者が第三者を介して間接的に倫理に反する行動をした場合には、直接倫理に反する行動をした場合よりも責任を問わない傾向があるというものである。Bazerman & Tenbrunselは、製薬会社の例をあげている。大手製薬会社メルクは、小規模な製薬会社オベーション社にあまり売れ行きが冴えない2種類の抗がん剤の製造販売権を売却した。しかし、売却後すぐにオベーション社と契約し、2種類の抗がん剤の製造を請け負った。オベーション社は、2つの薬の大幅な値上げを実施した。この戦略の意図は何かといえば、新聞に「メルク、抗がん剤を10倍に値上げ」と書かれるのではなく、「メルク、2つの抗がん剤をオベーション社に売却」と書かれていたという思惑があったということである。人間の直観は、他人の間接的な非倫理的行動に気付きにくく、間接的な

非倫理的行動は批判を免れやすいということで、この戦略が成り立つと Bazerman & Tenbrunsel は分析する（抗がん剤の値上げが非倫理的かどうかを問題にしているのではない）。つまり、間接的に非倫理的行動を取れば、まわりの人に「間接性による見落し」を起こさせることで非難を免れる場合があるということを指摘しているのである²⁸。

循環取引について間接性による見落としを考えてみよう。循環取引は、胴元となる企業と循環取引に参加する協力企業によってなされる会計不正であるが、ここで注目するのは協力企業のほうである。循環取引が新聞やニュースで公となつても、多くの場合問題視されるのは胴元企業であつて、協力企業の非倫理的行動についてはほとんど取り上げられることがない。協力企業の関係者は、循環取引に加担しているという意識はあっても（循環取引にまったく気付いていなかつた場合もあるかもしれないが）、間接的であるがゆえに非難を免れる場合が多いということである。また、胴元企業内でも、循環取引に直接関与した者が、個人的な理由（遊興費や借金の返済）のために循環取引を行つたのではなく、経営者や上司から、売上目標を達成するために「手段を選ぶな」などの強いプレッシャーをかけられていた場合は、こうしたプレッシャーをかけていた経営者や上司の非倫理的行動は間接的で目にとまりにくいものとなる。

第 4 に、滑りやすい坂（The Slippery Slope）である。他者の倫理に反する行動が徐々に進行していく場合、気づきにくいというものである。多くの人は、いきなり重大な非倫理的行為が行われれば警戒心が湧くが、それが徐々に進行する場合は気づきにくいということである。Bazerman & Tenbrunsel は、大企業を監査している会計士の行動について、2 つのシナリオに基づいて滑りやすい坂を説明している。1 つ目のシナリオは、過去 3 年、クライアントの財務諸表の質は極めて高く、倫理上問題がまったくなかつたが、4 年目に、明らかな会計上の不正が見つかったというものである。2 つ目のシナリオは、次のとおりである。会計士は、1 年目にクライアントの法律ぎりぎりの行動に気付いた。2 年目、軽微であるが法律に反することをした。3 年目には、2 年目より少し重大な違反を行つた。4 年目に、第 1 のシナリオと同じ会計上の不正を行つた。それぞれのシナリオで会計士はどういう行動を取つたかについて、Bazerman & Tenbrunsel は、自身や他の研究者の共同研究の結果を踏まえて、第 1 のシナリオでは、おそらく会計士は財務諸表を承認しないが、第 2 のシナリオでは、そもそも倫理違反に気付かない可能性が高いという結論を示している²⁹。

このことから、巨額な粉飾決算がなぜもっと早期に発見できなかつたのかという原因のひとつには、徐々にエスカレートしていく不正には気づきにくいという滑りやすい坂という心理的な要因が関係していることがわかる。

第 5 に、結果の過大評価（Overvaluing Outcomes）である。人は実際の倫理性よりも、結果として被害が生じているかどうかに基づいて自らの行動を判断する傾向がある。つまり、結果が良ければ倫理に反する行動を認めてしまうということである。Bazerman & Tenbrunsel は、製薬会社の研究員について、不正な治験を行つて患者を救つた研究者は、不正な治験の結果患者を死なせた研究者よりも倫理的と見なされるという結果を実験により明らかにしている³⁰。

会計事務所の例でいえば、米国及び日本において、クライアントに対して監査とコンサルティングの 2 種類のサービスを監査法人が同時に提供していた問題があげられる。エンロンやカ

ネボウなどの会計不正が生じる以前から、監査とコンサルティングの同時提供が、独立性の脅威になることは当然予想されていたことであるが、深刻な会計不正が発生して初めて（すなわち悪い結果が明るみにて）、SOX 法などによる具体的な規制が設けられたというものである。結果の過大評価は、規範倫理学的な観点からいえば、結果を重視する功利主義か動機を重視する義務論かという構造として考えられるが、重要なことは、人には結果が良ければ倫理に反する行動を認めてしまうという傾向があるということである。

行動倫理学の研究からの知見は、さまざまな状況要因によって、倫理的に行動したいと思っている人が、知らず知らずのうちに非倫理的行動をとってしまうことがあること、同時に、自分がどのように行動するかだけではなく、他人の非倫理的行動に気付くかどうかにも影響を及ぼすということである。会計不正が生じた原因の把握と倫理的な分析に行動倫理学は新たな視点を示唆するものといえる。

5. おわりに

細則主義に基づく会計基準から原則主義に基づく会計基準に移行すれば会計不正が抑制されるということはない。原則主義に基づく IFRS 導入が進めば（いつの時期になるかは不透明な状況であるが）、会計人の専門家としての判断が、今以上に重要視されることになる。専門家としての判断は、会計人の倫理観や誠実性によって担保されるので、この点がおそらくになれば、むしろ会計不正が多発する危険性もはらんでいるといえる。その意味で会計倫理研究の重要性は増すことになる。

これまでの会計倫理研究の多くは、規範倫理学を基軸にするもので、その前提には倫理水準が高い会計人は会計不正を起こしにくいという考え方があった。しかし、特に倫理的に問題がないと見える会計人が、重大な会計不正を起こすという問題に対して、規範倫理学を基軸とする会計倫理研究は明確な回答を持っていなかった。これに対して、本稿で検討した行動倫理学の視点は、倫理水準が高い会計人であっても、意図せずして非倫理的行動を取ってしまう可能性があること、他人の非倫理的行動を見逃してしまう可能性があること、それらのことが会計不正を生じさせる原因のひとつになることを明らかにした。

ただし、本稿で取り上げた行動倫理学の視点は、倫理の失敗の実態把握と分析の域を出ていないことも確かである³¹。したがって、原則主義に基づく IFRS のもとで、どうすれば会計不正を抑制できるか、どのような制度や会計倫理教育が有効かということについて、行動倫理学の視点から深化させていくことが重要といえる。特に、既存の規範倫理学に基づく会計倫理研究との共通点、相違点を明らかにし、両アプローチを上手く融合することが求められる。この点は、会計倫理研究の取り組むべき今後の大きな課題といえるだろう。

〔あとがき：本稿は南山大学経営研究センターワークショップの成果である。本稿執筆にあたり、白木俊彦先生（南山大学）、友杉芳正先生（東海学園大学）、西村智洋先生（あらた監査法人）、李精先生（常磐短期大学）、平野智久先生（福島大学）からは貴重なご意見を頂いた。ここに記して深く感謝申し上げたい。〕

脚注

- ¹ 金子智朗著〔2011〕『日本基準とIFRSから考える原則主義の会計力』日本実業出版社、17頁。
- ² 同書、19頁。本稿での専門家としての判断は、企業内で経理に携わる者（経営者や経理担当者）と会計プロフェッショナルである会計士の判断の両方を含む意味として用いている。
- ³ Bennett, B., Bradbury, M., & Prangnell, H. [2006] "Rules, principles and judgments in accounting standards", *Abacus*, 42(2), p.189. 古賀智敏、與三野禎倫、嶋津邦洋〔2010〕「『原則主義』対『細則主義』と監査人の判断形成」では、原則主義と細則主義については、複数の実証研究において検証結果が首尾一貫しておらず、今現在においていずれが情報利用者にとって適正な会計報告を提供するかはまだ明らかにされていないと指摘している。
- ⁴ *Ibid.*,p.198.
- ⁵ Stuebs, M.T. & Thomas, W. [2011] "Principles-Based Accounting: The Case for Principled Judgment", *Research on Professional Responsibility and Ethics in Accounting*, 15, p.50.
- ⁶ Bennett et al. [2006] p.
- ⁷ 研究開発費と同じような例として、IFRS3「企業結合」がある。IFRS3では、認識原則と測定原則の例外について、偶発債務、法人所得税、従業員給付、補償資産、再所得した権利、株式に基づく報酬取引、売却目的で保有する資産などの多くの個別規定を定めている。個々の会計基準の主題をどれだけ複雑に捉えるかで、必要とされるルールの量が決まってくるわけである。
- ⁸ Stuebs. et al. [2011] p.50.
- ⁹ 橋本尚、山田善隆著〔2009〕『IFRS会計学基本テキスト』中央経済社、34頁。
- ¹⁰ 山口利昭著〔2013〕『法の世界からみた「会計監査」－弁護士と会計士のわかりあえないミズを考える』同文館、237-238頁。
- ¹¹ 日本公認会計士協会〔2011〕「監査基準委員会報告書240 財務諸表監査における不正」15頁。なお、不正のトライアングルは、Cressey, D. [1953] *Other people's money; A study in the social psychology of embezzlement*, Glencoe, IL: The Free Press.で提唱された概念である。
- ¹² Stuebs. et al. [2011] p.51-52. 及び Stuebs, M. T. [2010] "Moral confrontation: An essential companion to moral imagination", *Research on Professional Responsibility and Ethics in Accounting*, 14, p.61.
- ¹³ *Ibid.*,p.52-53.
- ¹⁴ Bratton, W. W. [2003] "Enron, Sarbanes-Oxley and accounting: Rules versus principles versus rents", *Villanova Law Review*, 48, 1044.
- ¹⁵ Stuebs. et al. [2011] p.53-55.
- ¹⁶ Nelson, M. W. [2003] "Commentary: Behavioral evidence on the effects of principles and rules based standards", *Accounting Horizons*, 17(1), 97-98.
- ¹⁷ *Ibid.*,p.96-97.
- ¹⁸ Stuebs. et al. [2011] p.56.
- ¹⁹ *Ibid.*,p.56.
- ²⁰ 水村典弘〔2013〕「企業行動倫理と企業倫理イニシアティブーなぜ人は意図せずして非倫理的行動に出るのかー」日本経営倫理学会誌第20号、7頁。
- ²¹ DITについては、Ponemon, L.A. & Gabhart, D.R.L. [1993] *Ethical Reasoning in Accounting and Auditing*, CGA-Canada Research Foundation. (ローレンス・A・ポネモン、デビッド・R・L・ガブハ

-
- 一ト著、瀧田輝己、吉岡一郎、松脇昌美、中村映美、草野真樹訳〔1999〕『会計士の倫理と推論』税務経理協会)を参照されたい。
- ²² 水村〔2013〕前掲論文、5頁。
- ²³ Bazerman, M. H., & Tenbrunsel, A.E. [2011] *BLIND SPOTS Why We Fail to Do What's and What to Do about It*, Princeton University Press. (マックス・E・ベイザーマン&アン・E・テンブルンソル、池村千秋訳〔2013〕『倫理の死角 なぜ人と企業は判断を誤るのか』NTT出版、31-32頁。)
- ²⁴ Bazerman, M. H., & Tenbrunsel, A.E. [2011] "Ethical Breakdowns: Good People often Let Bad Things Happen. Why?", *Harvard Business Review*, 89(4), pp.59-65. (マックス・E・ベイザーマン&アン・E・テンブルンソル、中島聰子訳〔2011〕『『意図せぬ悪事』の科学:なぜ、ビジネスの論理と倫理を切り離してしまうのか』『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』7月号、60-72頁。)
- ²⁵ ベイザーマン他著、池村訳〔2013〕前掲書、157頁。
- ²⁶ 同訳書〔2013〕158頁。
- ²⁷ 同訳書〔2013〕112-119頁。
- ²⁸ 同訳書〔2013〕125-127頁。例えば、売上げをあげるために、上司が部下に「手段を選ぶな」と叱咤したり、会計事務所の幹部が特定のクライアント(不適切な会計処理を実施している)を失わないことの重要性を部下に対して強調したりするようなことも間接的な非倫理的行動になり得る。
- ²⁹ 同訳書〔2013〕132-133頁。滑りやすい坂についての、実験研究については、Gino, F., & Bazerman, M. H. [2009] "When Misconduct Goes Unnoticed: The Acceptability of Gradual Erosion in Others' Unethical Behavior", *Journal of Experimental Social Psychology* 45, pp.708-719.を参照されたい。
- ³⁰ 同訳書〔2013〕135-137頁。
- ³¹ 水村〔2013〕前掲論文、8頁。

参考文献

- IFRS 財団編、企業会計基準委員会、公益財団法人財務会計基準機構監訳〔2013〕『国際財務報告基準(IFRS)2013』中央経済社。
- 金子智朗著〔2011〕『日本基準とIFRSから考える原則主義の会計力』日本実業出版社。
- 企業会計審議会〔2011〕「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」。
- 古賀智敏、與三野禎倫、嶋津邦洋〔2010〕『『原則主義』対『細則主義』と監査人の判断形成』『国民経済雑誌』第201巻第4号。
- 日本公認会計士協会〔2010〕「倫理規則」。
- 日本公認会計士協会〔2011〕「監査基準委員会報告書240 財務諸表監査における不正」。
- 日本公認会計士協会〔2011〕「独立性に関する指針」。
- 日本公認会計士協会〔2014〕「公開草案 利益相反に関する指針(案)」。
- 橋本尚、山田善隆著〔2009〕『IFRS会計学基本テキスト』中央経済社。
- 水村典弘〔2013〕「企業行動倫理と企業倫理イニシアティブーなぜ人は意図せざして非倫理的行動に出るのかー」日本経営倫理学会誌第20号。

山口利昭著〔2013〕『法の世界からみた「会計監査」－弁護士と会計士のわかりあえないミゾを考える』同文館。

Bazerman, M. H., & Tenbrunsel, A.E. [2011] *BLIND SPOTS Why We Fail to Do What's and What to Do about It*, Princeton University Press. (マックス・E・ベイザーマン&アン・E・テンブルンソル、池村千秋訳〔2013〕『倫理の死角 なぜ人と企業は判断を誤るのか』NTT出版。)

Bazerman, M. H., & Tenbrunsel, A.E. [2011] "Ethical Breakdowns: Good People often Let Bad Things Happen. Why?", *Harvard Business Review*, 89(4). (マックス・E・ベイザーマン&アン・E・テンブルンソル、中島聰子訳〔2011〕『意図せぬ悪事』の科学：なぜ、ビジネスの論理と倫理を切り離してしまうのか』『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』7月号。)

Moore,D.A., Loewenstein, G., & Bazerman, M. H [2002] "Why Good Accountants Do Bad Audits", *Harvard Business Review*,80(11). (ドン・A・ムーア、ジョージ・ローウェンスタインアン&E・マックス・E・ベイザーマン、平野美枝子訳〔2005〕『善意の会計士が不正監査を犯す理由』『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』10月号。)

Ponemon, L.A. & Gabhart, D.R.L. [1993] *Ethical Reasoning in Accounting and Auditing*, CGA-Canada Research Foundation. (ローレンス・A・ポネモン、デビッド・R・L・ガブハート著、瀧田輝己、吉岡一郎、松脇昌美、中村映美、草野真樹訳〔1999〕『会計士の倫理と推論』税務経理協会。)

Bratton, W. W. [2003] "Enron, Sarbanes-Oxley and accounting: Rules versus principles versus rents", *Villanova Law Review*, 48.

Bennett, B., Bradbury, M., & Prangnell, H. [2006] "Rules, principles and judgments in accounting standards", *Abacus*, 42(2).

Cressey, D. [1953] *Other people's money; A study in the social psychology of embezzlement*, Glencoe, IL: The Free Press.

Gino,F., & Bazerman, M. H. [2009] "When Misconduct Goes Unnoticed: The Acceptability of Gradual Erosion in Others' Unethical Behavior", *Journal of Experimental Social Psychology* 45.

Nelson,M. W. [2003] "Commentary: Behavioral evidence on the effects of principles and rules based standards", *Accounting Horizons*, 17(1).

Stuebs, M. T. [2010] "Moral confrontation: An essential companion to moral imagination", *Research on Professional Responsibility and Ethics in Accounting*, 14.

Stuebs, M.T. & Thomas, W. [2011] "Principles-Based Accounting: The Case for Principled Judgment", *Research on Professional Responsibility and Ethics in Accounting*, 15.